

## TMI 中国最新法令情報 —(2021年5月号)—

### TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

### 目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 中華人民共和国海上交通安全法 (改正)	
(2) 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見	
2. 司法解釈	
(1) 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第四弾：企業買収のイロハ	9
(第4回 法務DDの頻出事項①(組織))	
三. 中国法務の現場より	17
(1) 北京市の人口動向	
(2) 「長江デルタ一体化」政策について	

## 一. 中国最新法令（2021年4月中旬～2021年5月中旬公布分）

### 1. 中央法規

#### (1) 中華人民共和国海上交通安全法<sup>1</sup>（改正）

全国人民代表大会常務委員会 2021年4月29日公布、2021年9月1日施行

##### ① 背景

1984年1月1日より施行された中華人民共和国海上交通安全法（以下「現行法」という。）は、海上交通安全管理の基本的な制度を確立し、海上における交通秩序と通航環境の維持や人身・財産の安全の保護に重要な役割を果たし、海運事業の発展を大いに促進した。

他方、海運事業の発展、海上を航行する船舶、海上施設が大幅に増加した結果、海上の交通環境は日増しに複雑になり、安全リスクも著しく高まっているため、それに相応しい監督・管理制度システムの構築が必要となっている。また、法執行の規範化を着実にするため、関連法律・法規に従って、海事の法執行の条件と手順を改善することも必要となっている。

現行法の海上安全管理規定は原則的なものが多いため、法執行の過程において、法的根拠の不明確、具体的に適用可能な規定の欠如、監督・管理措置の執行難といった問題が生じており、制度を整備し、監督・管理措置の確実性、実効性を強化することも求められていた。

そのほか、中国が近年加盟したいいくつかの海上交通安全に関する国際条約は、海上交通安全管理制度に様々な新しい要求をしており、現行法を改正することにより、国際条約における義務の確実な履行を担保する必要があるなど、様々なニーズに応えるため、現行法に対する全面的な改正がなされ、2021年4月29日、改正後の中華人民共和国海上交通安全法（以下「改正法」という。）が正式に公布、2021年9月1日より施行されることとなった。

改正法は、計10章122条からなり<sup>2</sup>、制度の改善や安全管理の要求の全面的、徹底的な実行を目指し、事前の制度による規制、事中、事後の監督・管理の強化、緊急時の処置の強化等の面において改正をした。

改正法の主な内容につき、以下のとおり紹介する。

##### ② 主な改正

ア 海上交通条件を改善し、安全保障レベルを向上すること

- ▶ 海事管理機構は需要に応じ、船舶定線区等海上の交通機能区を確定・調整し、且つ迅速に公布すること<sup>3</sup>。
- ▶ 国家は船舶測位・ナビゲーション等海上交通指示サービスシステムを整備すること<sup>4</sup>。
- ▶ 航路標識の建設・保守・メンテナンスに関する行為規範と責任主体を明確にしている<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 「中華人民共和国海上交通安全法」

<sup>2</sup> 現行法は計12章53条

<sup>3</sup> 改正法第19条

<sup>4</sup> 改正法第21条

<sup>5</sup> 改正法第26条

- 引航（水先案内）が必要な範囲を定め、引航機関、船員及び被引航船舶の責任を明確にしている<sup>6</sup>。
- イ 船舶、船員に対する管理を強化し、海上における交通行為を規範化すること
  - 船舶や重要な船用設備、材料等は関連法令及び強制的基準、技術的要求を満たし、船舶検査機構の検査に合格し、相応の証書、文書、船籍証書を取得しなければならない<sup>7</sup>。
  - 船員は相応の専門教育・研修を受け、有効な合格証書を所持し、制度規程に従って、船舶を操縦・管理すること<sup>8</sup>。
  - 船舶所有者、経営者または管理人による安全運営・汚染防止管理システム・保安制度の確立・運行、海事労働証書の取得が必要とされている<sup>9</sup>。
  - 船舶の航行、停泊、作業が遵守すべきルールを明確にし<sup>10</sup>、船舶が乗客、危険貨物を載せる際、危険貨物の積み下ろし作業をする際の安全保護措置を規定している<sup>11</sup>。
- ウ 行政許可事項を調整し、法執行を規範化すること
  - 現行法上定められている、海上交通安全管理関連の行政許可事項を削減・統合し、船舶安全検査を第三者機構による検査、証書発行に変更することを規定している<sup>12</sup>。
  - 「海上労働条約<sup>13</sup>」を履行するため、海事労働証書の発行許可に関する規定が新設された<sup>14</sup>。
  - 海上工事、危険貨物を載せた船舶の入出港、海上危険貨物の輸送または積み下ろし等 3 つの許可の適用範囲と条件を明確にしている<sup>15</sup>。
  - 船舶、海上施設が港の安全を脅かした場合に、海事管理機関が採用可能な強制措置を規定している<sup>16</sup>。
- エ 海上救援規制を改善し、事故調査処理制度を整備すること
  - 海上で危険に遭遇した者について救命される権利が保障され、また救命は環境救助と財産救助に優先するという原則が明確にされている<sup>17</sup>。
  - 海上救援力の強化に努め、海上救援センターを設置し、組織、協調、指導に当たらせ、定期演習と日常的な研修制度を確定し、民間の海上救援への参与を奨励することなどが規定されている<sup>18</sup>。
  - 海難発生後の遭難者、救援者、指導者の各方の行為ルールを規定し、円滑な救援活動

<sup>6</sup> 改正法第 30 条、31 条

<sup>7</sup> 改正法第 9 条、第 10 条

<sup>8</sup> 改正法第 13 条

<sup>9</sup> 改正法第 11 条、第 12 条、第 14 条

<sup>10</sup> 改正法第四章（第 33 条～第 56 条）

<sup>11</sup> 改正法第五章（第 57～第 65 条）

<sup>12</sup> 改正法第 9 条

<sup>13</sup> 「国際海事劳工公约（Maritime Labour Convention）」

<sup>14</sup> 改正法第 14 条

<sup>15</sup> 改正法第 48 条、第 64 条、第 65 条

<sup>16</sup> 改正法第 91 条

<sup>17</sup> 改正法第 66 条

<sup>18</sup> 改正法第 68 条～第 71 条

がなされることを保障している<sup>19</sup>。

## (2) 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見<sup>20</sup>

国务院弁公庁 2021年4月27日公布、2021年4月27日施行

### ① 背景

薬品は病気を癒し、命を救う特殊な商品で、人民大衆の健康と安全に密接にかかわるものである。中国共産党の第18回全国代表大会以来、薬品の監督・管理に対する改革は深化し、医薬産業もより一層の発展を遂げ、人民大衆の薬品に対する需要もより満足されている。他方、改革の深化に伴い、薬品監督・管理システムと監督・管理能力の不足も問題として露見するようになり、人民大衆の薬品監督・管理改革に対する満足度を引き下げる要因ともなっている。そこで、薬品監督・管理能力の建設を全面的に強化し、人民大衆の健康をよりよく保護、促進するため、国务院弁公庁は薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見（以下「実施意見」という。）を公布した。

実施意見は国务院弁公庁が薬品監督・管理能力の建設を目指して公布した初めての専門的政策文書であり、党中央、国务院の薬品監督・管理を重視する姿勢が現れており、薬品監督・管理システムと薬品監督・管理能力におけるボトルネックの解消や薬品監督・管理事業の発展の促進に重大な意味を有するものと思われる。

実施意見は中国における薬品安全の基盤に据え、薬品監督・管理に関する能力建設の全面的強化に関する全体な要求や保障措置を含め、主に6つの面から18の重要任務を規定している。

以下、重要任務の主な内容を紹介する。

### ② 主な内容

#### ア 法令と基準システムを整備すること

- ▶ 関連法規・規則の制定・改正を加速し、規範的書類の迅速な整理・整備を図り、技術ガイドラインの制定・改正を順次行い、整備された薬品監督・管理法制度を構築すること<sup>21</sup>。
- ▶ 国家の薬品基準向上行動計画を継続に実施し、薬品基準システムの建設を強化し、医療器械基準システムを改善し、化粧品基準システムを構築し、国家基準、業界基準、団体基準、企業基準の整合・調整を強化し、国際基準の調整に積極的に参与し、国際基準との整合度を高めること<sup>22</sup>。

#### イ 審査・評価能力を高め、審査・評価メカニズムを改善すること

- ▶ 中薬と生物製品（ワクチン）等の審査・評価機関の設置を最適化し、専門技術力を充実させること<sup>23</sup>。

<sup>19</sup> 改正法第72条～第78条

<sup>20</sup> 「国务院办公厅关于全面加强药品监管能力建设的实施意见」

<sup>21</sup> 実施意見二の（一）

<sup>22</sup> 実施意見二の（二）

<sup>23</sup> 実施意見二の（三）

- ▶ 中薬の研究・製造ルールを遵守し、中医薬理論、人用実験、臨床経験を結び付けた中薬特色審査・評価証拠システムを確立すること<sup>24</sup>。
- ウ 検査執行システムと案件処理メカニズムを改善し、部門間の提携を強化すること
  - ▶ 検査チームを充実させ、検査方式方法を革新し、検査員の統一手配システムを確立させること<sup>25</sup>。
  - ▶ 検査・査察の協同と法執法の連動を強化し、省級市場監督・管理と薬品監督・管理の業務メカニズムを改善すること<sup>26</sup>。
  - ▶ 地域・級別を超えた薬品監督・管理の協同指導を強化し、国、省、市、県の4級の薬品監督・管理部門の薬品全ライフサイクルにおける監督・管理協同を強化すること<sup>27</sup>。
- エ 検査・検出能力を高め、緊急管理システムを改善すること
  - ▶ 科学的に権威のある薬品、医療機器と化粧品検査検出システムを改善し、革新ワクチンと生物技术製品を評価・検定する国家重点研究所の建設を加速し、医療機器検査検出機関の建設を継続に強化し、化粧品禁止・制限物質検査検出と安全評価実験室の建設を加速すること<sup>28</sup>。
  - ▶ 各級人民政府の薬品安全事件緊急対策を整備し、突発的な重大公共衛生事件における薬品監督・管理の統一指導と協調を強化すること<sup>29</sup>。
- オ 情報化追跡システムを改善し、インターネット+薬品監督・管理応用のサービスレベルを高めること
  - ▶ 統一的な薬品情報化追跡基準を制定し、全国薬品追跡協同プラットフォームを構築し、追跡データのリスクコントロール、製品のリコール、緊急処置等業務での役割を發揮し、監督・管理の緻細度を高めること<sup>30</sup>。
  - ▶ インターネットのワクチン、血液製品、特殊薬品等監督・管理領域における融合的応用、各級別、各单位による監督・管理業務システムの連結、共有共用を推進し、インターネットをもってインターネットを管理し、インターネット取引に対する監督・管理能力を高めること<sup>31</sup>。
- カ 薬品監督・管理科学行動計画を実施し、監督・管理者の品質と国際化レベルを高めること
  - ▶ 大学、研究機関等に委託し、薬品監督・管理科学研究基地を設置し、監督・管理のための新たな道具、新たな基準、新たな方法の研究と応用の推進を加速すること<sup>32</sup>。
  - ▶ ハイクラスの審査員、評価員を計画的に育成し、ハイクラスの国際化人材の育成を強

<sup>24</sup> 実施意見二の（四）

<sup>25</sup> 実施意見二の（五）

<sup>26</sup> 実施意見二の（六）

<sup>27</sup> 実施意見二の（七）

<sup>28</sup> 実施意見二の（八）

<sup>29</sup> 実施意見二の（十二）

<sup>30</sup> 実施意見二の（十三）

<sup>31</sup> 実施意見二の（十五）

<sup>32</sup> 実施意見二の（十六）

化し、核心となる監督・管理人材の数量と品質の双方の向上を図ること<sup>33</sup>。

- ▶ 薬品監督・管理のグローバル化の需要に適応し、国際監督・管理協調メカニズムに深く参与し、国際ルールの制定に積極的に参与すること<sup>34</sup>。

## 2. 司法解釈

### (1) 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見<sup>35</sup>

最高人民法院 2021年5月11日公布、同日施行

#### ① 背景

中華人民共和国香港特別行政区基本法第95条の規定を徹底的に実行し<sup>36</sup>、本土と香港との間の司法協力制度システムを更に完備させ、経済の融合的発展を促進し、法制化したビジネス環境を最適化するため、最高人民法院と香港特別行政区政府は司法実務を踏まえて、両地間の破産手続の相互承認・協力について会談を行い、本土と香港特別行政区法院による破産手続の相互承認・協力に関する会談紀要<sup>37</sup>（以下「会談紀要」という。）を締結した。

そして、「会談紀要」を徹底的に実行し、その内容を具体化するため、最高人民法院は香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見（以下「本意見」という。）を制定した。

本意見は中国本土における破産の越境実施に関する初の専門的文書であり、案件受理、審査条件、承認対象、協力方式等の面において、実務に配慮した、明確な手引を提供するものである。

以下、本意見の主な内容を紹介する。

#### ② 主な内容

##### ア 試験的実施地区の確定

香港と本土との間の相互投資の規模、香港投資企業の数量等の要素を総合的に考慮し、本土における試験的実施地区を上海市、福建省アモイ市、広東省深圳市と指定し、試験的実施地区の人民法院は本意見により、香港の破産手続に対する承認・協力を実施することができる<sup>38</sup>。

##### イ 適用対象となる香港破産手続の確定

###### (a) 香港破産手続の範囲

本意見における香港破産手続とは香港特別行政区「公司（清算及びその他条項）条例」<sup>39</sup>、「公司条例」<sup>40</sup>に従って行われた集団返済手続を指し、香港会社による強制的清

<sup>33</sup> 実施意見二の（十七）

<sup>34</sup> 実施意見二の（十八）

<sup>35</sup> 「最高人民法院关于开展认可和协助香港特别行政区破产程序试点工作的意见」

<sup>36</sup> 香港特別行政区は全国其他地区の司法機関と協議して法により司法面の連絡を保ち、相互支援を提供する旨の内容が規定されている。

<sup>37</sup> 「关于内地与香港特别行政区法院相互认可和协助破产程序的会谈纪要」

<sup>38</sup> 本意見の一

<sup>39</sup> 「公司（清盘及杂项条文）条例」又は“the Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance”

<sup>40</sup> 「公司条例」又は“the Companies Ordinance”

算、会社債権者による自動的清算及び清算人又は臨時清算人が申立をし、且つ香港特別行政区高等法院が香港特別行政区「公司条例」第 673 条に基づき承認した会社債務の整理手続が含まれる<sup>41</sup>。

(b) 債務者の「主要利益センター」の所在地

本意見は債務者の「主要利益センター」が香港特別行政区に位置する破産手続に適用される<sup>42</sup>。ここにいう主要利益センターとは通常、債務者の登録地を指すが、同時に債務者の主たる事務機関の所在地、営業地、財産所在地等の要素を総合的に考慮したうえで、判断しなければならない<sup>43</sup>。

(c) 本土との連結点

本土との連結点について、債務者の本土における主な財産が試験的实施地区にあり、試験的实施地区において営業地があり又は代表機関が設置されている場合、香港管財人は本意見により、香港破産手続の承認・協力を申し立てることができる<sup>44</sup>。

ウ 管轄法院

本意見により審理される越境破産協力案件は試験的实施地区における中級人民法院が管轄する<sup>45</sup>。同時に管轄権を有する二つ以上の人民法院に申し立てた場合、最初に立件された人民法院が管轄する<sup>46</sup>。

エ 申立時の提出書類

香港破産手続の承認・協力を申し立てる際、以下の資料を提出しなければならない<sup>47</sup>。  
なお、提出書類に中文版がない場合、中文訳を提出することが必要である。

- 申立書
- 香港特別行政区高等法院による承認・協力を求める書簡
- 香港破産手続の開始及び香港管財人の委任関連書類
- 債務者の「主要利益センター」が香港特別行政区に所在することの証明書類。なお、証明書類が本土以外で作成されたものである場合、本土の法律規定により、証明手続を行わなければならない。
- 承認と協力を申し立てる裁判文書の副本
- 香港管財人の身分証明書の写し。身分証明書が本土以外で作成されたものである場合、本土の法律規定により、証明手続を行わなければならない。
- 債務者の本土における主な財産が試験的实施地区にあり、試験的实施地区において営業地があり又は代表機関が設置されていることの証拠

<sup>41</sup> 本意見の二

<sup>42</sup> 本意見の四の第 1 項

<sup>43</sup> 本意見の四の第 2 項

<sup>44</sup> 本意見の五の第 1 項

<sup>45</sup> 本意見の五の第 2 項

<sup>46</sup> 本意見の五の第 3 項

<sup>47</sup> 本意見の六

オ 法的効力

- ▶ 本土の法院が承認・協力申立を受け、裁定を出す前に、香港管財人が保全を申し立てた場合、人民法院は本土の関連法律の規定に従って処理する<sup>48</sup>。
- ▶ 本土の法院が香港の破産手続を承認した後は、本土の破産手続の開始に類似した効力を生じるため、個別債権者への返済は無効とされ、関連の訴訟、仲裁と執行手続は中止され、債務者の財産に関する保全措置は解除される<sup>49</sup>。

カ 協力方式の規範化

本土法院の香港の破産手続に対する承認・協力方式は以下の2通りあり、いずれの方式を採用するかは裁判官が案件の状況や申立の事由に基づき判断することになる。

- ▶ 申し立てにより、香港管財人が本土において職責を履行することを認める方式で、この場合の香港管財人の職責範囲は香港特別行政区の法律に規定された範囲を超えてはならず、本土の破産法に規定された範囲も超えてはならない<sup>50</sup>。
- ▶ 申し立てにより本土の管財人を指定し、本土における事務や財産の処理をさせる方式。本土の管財人を指定後、本意見における管財人の職責は本土の管理人より行使され、この場合における事務や財産の処理については本土の破産法を適用することになる<sup>51</sup>。

(李成慧・中国法顧問)

---

<sup>48</sup> 本意見の九

<sup>49</sup> 本意見の十一、十二、十三

<sup>50</sup> 本意見の十四

<sup>51</sup> 本意見の十五



## 二. 連載 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ（第4回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

### 第4回 法務DDの頻出事項①（組織）

今月号より4回にわたり、法務デューディリジェンス（以下「法務DD」という）の対象分野ごとに、頻出事項をご案内します。

その初回である今月号においては、法務DDで、通常、一番先に調査する項目である、対象会社（中国の内資企業又は日系企業等、以下同じ。）の組織機構について概説します。

具体的には、対象会社の定款、登記資料等の開示資料に基づき、対象会社の登記情報、沿革、定款、組織構成、経営範囲、管理体制、意思決定機構（株主会と董事会）、監査機構（監事会）、経営管理機構（総経理、副総経理、財務責任者等）等の内部機構の設置等の事項に対する検討・確認を通じて、対象会社の組織機構に係る法的リスクや問題点を洗い出す作業となります。また、株主間合意の有無や、持分譲渡が適切に実施されたかなど、株主の地位に関する検討も、この項目で合わせて行うことが通常です。

#### Q4.4.1 役員の任命手続が正しく行われているか

会社登記管理条例<sup>52</sup>第37条、第68条第2項によると、会社の董事、監事や総経理に異動がある場合、所在地の市場監督管理局（以下「登記機関」という。）において変更届出を行わなければならないが、当該届出の手続を行わない場合、登記機関から期限を定めて手続の実施を命じられ、期限を徒過しても手続を行わない場合、最大3万人民元（約47万円）の過料が科されます<sup>53</sup>。

また、董事、監事や総経理が変更届出を経て登記機関が運営している国家企業信用情報システムに掲載されない限り、対外的には第三者に対抗することができないとも解されます<sup>54</sup>。

実務上、親会社の社内人事異動等により、対象会社、特に独資企業の董事、監事や総経理が交代されたにもかかわらず、登記機関での変更届出に必要とされる株主会決議、株主決定又は

<sup>52</sup> 「公司登记管理条例」

<sup>53</sup> 役員一般の変更は届出事由であるのに対して、法定代表者の変更は登記事項となっております（会社登記管理条例第9条第3号）。登記事項の懈怠の場合には、最大で10万人民元（約172万円）の過料の対象となります。

<sup>54</sup> 会社法（公司法）第32条参照

董事会決議が行われておらず、当該変更届出も行われていない問題は、法務 DD において散見されます。

上記の場合、対象会社は過料が科されるのみならず、取引相手等とのやり取りにおいて、董事会決議や総経理による職権の行使は、取引相手等から法的効力には問題があると指摘される可能性があります。

したがって、董事、監事や総経理<sup>55</sup>が交代する度に、直ちに登記機関での変更届出を行うべきといえ、未届けの場合には、正しく届出を行ってからクロージングすべきといえます。

#### Q4.4.2 董事又は高級管理職が他社の役員を兼任していないか

複数の事業を複数の拠点で経営する企業の場合、中国では、拠点ごとに独立の法人を設立することが多く行われており、その場合、経営管理職を担当する人材の不足（特に外資系会社の現地法人の場合）やグループ会社の統括的管理等の観点から、ある会社の董事又は高級管理職<sup>56</sup>が、他の会社の董事又は高級管理職を兼任することや、親会社の役員が子会社の董事又は高級管理職を兼任する場面は、よく見られる現象です。

この点について、中国の関連法令上、上記のような兼任は直接禁止されません<sup>57</sup>が、会社法第 147 条ないし第 149 条及び第 151 条等によると、会社の董事及び高級管理職は、会社に対して忠実義務と勤勉義務を負い、株主会又は株主総会の同意を経ないで、①董事等を務める会社と同類の業務を自ら経営し、又は他人のため経営する行為、あるいは②董事等を務める会社と契約を締結し、又は取引をする行為は、いずれも会社に対する忠実義務に違反する（利益相反）行為とみなされ、株主代表訴訟等により、会社への損害賠償責任が追及される可能性があります。

また、会社法で予定されている高級管理職の主な職権は、会社の日常的な生産・経営管理業務とされており<sup>58</sup>、親会社（日本本社等）から派遣される高級管理職は現地に赴任し日常経営管理に関するトップとして会社（日系現地法人等）の経営管理に当たることが一般的と予想され、特に総経理は、日常経営管理に責任を負う者として会社の経営に日常的に注意を払う勤勉義務を負い、会社の経営の現場に身を置くことが通常期待されています。そのため、親会社の役員が子会社の高級管理職を兼任する等、高級管理職が現地にいないことが常態となることにより、会社の日常経営管理に支障をきたした場合、勤勉義務に違反し、会社への損害賠償義務を負う可能性があります。

特に、合弁企業においては、日本から派遣された高級管理職が現地に駐在して職務を履行することにより、中国側合弁当事者が派遣した高級管理職への牽制を利かせることが、マネジメ

<sup>55</sup> なお、例えば上海市の実務上、会社登記管理条例の規定にも関わらず、登記機関において、総経理の届出が要求されない慣行も存在しているため、そのような場合には、総経理の任命・変更の未届けにより処罰を受けるリスクは、小さいといえます。

<sup>56</sup> 中国の会社の高級管理職は、通常、総経理、副総経理及び財務責任者を意味します（会社法第 216 条）。

<sup>57</sup> 中外合弁企業における総経理・副総経理には兼任禁止規定（中外合弁経営企業法实施条例第 37 条第 4 項）がありましたが、2020 年 1 月 1 日の外商投資法施行に合わせて、廃止されました。

<sup>58</sup> 会社法第 49 条

ントの観点から重要ですので、安易な兼任により、当該牽制機能が利かなくなることは避けるべきです。

他方、親会社の 100%子会社である現地法人の場合には、株主の利益と現地法人の利益が一致することから、親会社の人事決定により兼任が生じた場合、兼任により勤勉義務が尽くせなかったとして、高級管理職が損害賠償請求を受けることは通常考えられません。ただ、経営管理の観点からは、やはり、現地で陣頭指揮を執ることの必要性は、100%子会社においても変わらないといえます。

法務 DD の観点から言えば、高級管理職が現地にいない会社の場合、経営管理がきちんとできておらず、ガバナンスやコンプライアンスにおける問題点が伏在する可能性が高まるとも言えます。

#### Q4.4.3 株主会又は董事会の開催が正しく行われているか

対象会社において、定款で株主会や董事会の定期会議（四半期～年 1 度等）と臨時会議の開催時期、条件及び方法等を具体的に定めているにもかかわらず、実際にはそれに従って会議を行わず、会社の変更登記等のために、手続用の資料として必要となる場合に限り、株主会や董事会の決議書面を作成するという例も少なからず存在します。

仮に、このような対象会社が例えば日本企業の 100%子会社である場合、それ以外の方法（経営会議や縦割りの決裁制度等）でガバナンスが利いていることが多く、株主会又は董事会が正しく行われていないことは、単なる手続上の瑕疵に過ぎない場合も多いといえます。

他方、複数の株主が存在する企業において、株主会又は董事会が正しく行われていない場合には、株主会又は董事会の決議を要する取引等に対する無効の主張がなされるリスクや、一部の経営陣による独断経営に伴う株主間の紛争や、不正取引が存在するリスクがあるといえ、注意が必要です。

#### Q4.4.4 監事が高級管理職を兼任していないか

会社法上、会社の董事及び高級管理職は、監事を兼任してはならないとされています<sup>59</sup>。これは、兼任を認めるとすれば、董事や高級管理職の職務執行の監督を職責とする監事の立場と相入れないことになるためです。

しかし、個人経営企業では、会社設立の際に最低限必要な役員の人数を揃えるため、執行董事 1 名、監事 1 名を家族や友人が担当させるということが多いたといえます（多くの場合、それらの者は株主にもなります）。そして、実際には監事として登記された者が「総経理」として会社を経営する例も見られます。

<sup>59</sup> 会社法第 51 条第 4 項

そのような場合には、それは会社法に違反することはもちろん、監事のチェック機能が全く働かないものであることから、そのような会社に対して DD を行うと、個人財産と会社財産の混在、脱税等様々な問題点が発見されることが経験則上多くなっています。

#### Q4.4.5 実際の営業拠点が登記上の住所と異なっていないか

中国の会社は、その主要な事業拠点（1箇所しか選定できない）の所在地を住所として、登記機関での登記を経て、会社の営業許可証に明記されます<sup>60</sup>。また、会社はその住所を変更する場合、新しい住所に移転する前に、新しい住所の所在地の登記機関において変更登記を申請しなければならず、それに違反するときは、登記機関から期限を定めて登記をするよう命じ、期限を徒過しても変更登記を行わない場合は、最大 10 万人民币元（約 170 万円）の過料が科されることとなります<sup>61</sup>。

また、虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽し、会社登記を取得した場合には、会社登記機関が是正するよう命じ、最大 50 万人民币元（約 850 万円）の過料が科され、事案が重大である場合には、会社登記及び営業許可証が取り消されます<sup>62</sup>。

実務上、対象会社が住所を変更したにもかかわらず、住所の変更登記の実施を怠り、又は賃料の節約や財政上の優遇措置等を楽しむ等の理由で、実際の営業拠点以外の場所を住所として登記した事例が少なからず存在しています。

これらの場合には、前述のような行政処罰を受けるリスクがある他、近時では、登記上の住所において経営実態がなく、連絡も取れないという場合には、「経営異常」として公表されて<sup>63</sup>、企業の信用に影響するほか、問題を是正するまで変更登記や届出を受け付けないという取り扱いがなされるため、法務 DD 実施後の買収取引等に影響があります。

そのため、対象会社の実際の営業拠点がその登記上の住所と異なる場合、その不一致の是正を行うか、実務上問題が生じない方策<sup>64</sup>が確保できているかの確認を行うべきといえます。

#### Q4.4.6 分公司登記のない拠点で営業活動を行っていないか

対象会社が、本店所在地以外の都市において、従業員を配置して、顧客への営業やアフターサービスなどを行う例はよく見られます。人数が少ない拠点の場合、経費節約のために、従業員の自宅をホームオフィスにしたり、取引先の事務所を間借りしたりという形で対応し、分公司の設立登記をしないことが多いといえます。

<sup>60</sup> 会社法第 10 条、会社登記管理条例第 9 条、第 12 条

<sup>61</sup> 会社登記管理条例第 29 条、第 68 条

<sup>62</sup> 会社登記管理条例第 64 条

<sup>63</sup> 「企業情報公示暫定条例」（企业信息公示暂行条例）第 17 条

<sup>64</sup> 例えば、保税区等における登記上の住所において、政策的に企業誘致を行う会社との賃貸借契約が締結されており、かつ、実際の営業拠点において分公司の登記をしていること等。

この点について、中国法上の分公司は、会社はその住所以外に設立した、経営活動に従事する機構と定義され、会社は分公司を設立する場合、設立決定を行った日から 30 日以内に分公司の所在地の会社登記機関で分公司の設立登記を行わなければならないとされています<sup>65</sup>。この定義からすれば、経営活動を行わない拠点（本店のために、連絡業務を行うだけの拠点であり、「弁事処」（办事处）と呼ばれる）は分公司に該当せず、未登記の拠点が全て違法というものではありませんが、現実には、「弁事処」の名義で経営活動に従事する例が少なくありません。

分公司の登記を経ずに、経営活動を行った場合、無許可営業として、当該拠点所在地の登記機関から、経営活動の停止命令、違法所得の没収及び 1 万人民币元（約 16 万円）の過料が科される恐れがあります<sup>66</sup>。

そのほか、分公司登記がない拠点は契約締結主体となれないため、従業員との労働契約、賃貸借契約等もすべて本店など登記された拠点名義で行う必要があります。また、銀行口座が開設できないため活動に必要な経費が従業員の個人預かりとなること、さらに、現地での従業員の個人所得税納付、社会保険加入についても、別途人材派遣会社などへのアウトソーシングが必要になることから、労務管理上のリスク、不正経費使用リスクなども発生しやすい状況となっています。このような点も、法務 DD を行う際には注視すべきといえます。

#### Q4.4.7 実際に従事している業務が登記上の経営範囲を超えていないか

中国の会社の経営範囲は、日本でいう定款の「目的」に相当するものですが、日本と異なり、中国では、その記載事項への該当性が厳格に判断され、会社は、原則としてその営業許可証に明記された経営範囲の中でのみ経営活動を行うことが求められます<sup>67</sup>。

そのため、経営活動が、経営範囲を逸脱することは違法であり、無許可営業として登記機関から処罰されるリスクがあります<sup>68</sup>。また、その逸脱行為の対象が、関連法令によって許認可が必要とされる業務である場合、許認可を担当する政府当局から当該許認可に関する法令に基づいて処罰される法的リスクがあります。例えば、対象会社の経営範囲には食品経営活動（食品の製造・販売、飲食サービスの提供及び社員食堂の運営はこれに該当する<sup>69</sup>。）が記載されていないにもかかわらず、食品経営活動に従事する場合、食品薬品監督管理機関から、違法所得の没収、違法経営に関する製品、設備や原料等の没収及び違法に生産された製品の最大 20 倍までの過料が科されることとなります<sup>70</sup>。

なお、民事関係においては、法律又は行政法規の強制規定への違反等による民事法律行為の無効事由<sup>71</sup>がなければ、会社の経営範囲の逸脱行為のみを理由として、その取引相手と締結した

<sup>65</sup> 会社法第 14 条、会社登記管理条例第 45 条、第 47 条

<sup>66</sup> 無証書・無許可証経営調査処理弁法（无证无照经营查处办法）第 6 条、第 11 条、第 13 条

<sup>67</sup> 企業法人登記管理条例（企业法人登记管理条例）第 13 条

<sup>68</sup> 経営活動の停止命令、違法所得の没収及び 1 万人民币元（約 16 万円）の過料

<sup>69</sup> 食品経営許可管理弁法（食品经营许可证管理办法）第 10 条

<sup>70</sup> 食品安全法第 122 条

<sup>71</sup> 民法典第 153 条

契約は無効とされることはありませんが<sup>72</sup>、経営範囲を逸脱した事業を行う会社は、行政機関から対象となる経営活動の停止命令等の処分を受ける可能性があり、契約不履行が生じるリスクがあることに注意が必要です。

#### Q4.4.8 合弁契約その他の株主間合意や定款の定めに関する検討

従前、中外合弁会社を設立する場合、各合弁当事者の中外合弁会社に対する権利義務を定める合弁契約を締結することが求められていました<sup>73</sup>が、2020年1月1日付の外商投資法の施行により、当該規定は廃止され、法的には合弁会社において、合弁契約やその他の株主間合意書類（以下「合弁契約等」という）を作成・締結する義務がなくなり、定款のみを作成・締結すれば足りることとなりました。

ただ、締結済みの合弁契約等が外商投資法の施行により当然に無効になるものではないため<sup>74</sup>、法務 DD においては、過去に締結された合弁契約等を確認する必要性が依然として存在します。また、外商投資法の施行後に新たに設立される会社においても、株主間の権利義務を明確にするために、定款以外に、合弁契約等を締結することが少なくありません。特に、各株主の合弁会社における役割、合弁契約に対する技術支援や合弁会社の販売等の条件に関する取り決め、契約違反時の合弁当事者の責任、出資持分の買い取り等に関する特約等は、合弁契約等において定めるべき事項です。実務上、合弁契約等に定める合弁会社の経営管理事項（株主会の権限及び決議方法、董事会の職権、構成及び決議方法、高級管理職の選任及び職権等）と、定款における対応する規定とは揃えることが一般的ですが、合弁契約等は定款の作成・締結前に締結されることもあること、また、登記機関に提出する必要があること、さらに、定款は、合弁会社の設立登記において、登記機関の登記システムで自動的に作成されるか、又は自ら作成した定款の提出が認められる場合でも、登記機関に提出してその審査を受け、登記機関からの修正指導を受けた場合、その指導通りに修正しなければならないといった原因により、合弁契約等に定める経営管理事項が定款と異なる場合もあります。

合弁契約等と定款の内容に不一致がある場合の優先適用関係について、法令上、明確な規定がないため、不一致がある場合には争いが生じる可能性があります。合弁契約等において、当局に提出した定款と合弁契約等の定め不一致がある場合には、当事者間においては合弁契約等の規定を優先するという規定はよく見られ、そのような約定も一般に有効とは言えますが、経営範囲の規定や董事会の構成等、登記・届出事項に係るものについては、対外的には、定款に基づき登記・届出された事項が優先するといわざるを得ません。

<sup>72</sup> 民法典第 505 条

<sup>73</sup> 中外合弁経営法実施条例（中外合资经营企业法实施条例）第 10 条等

<sup>74</sup> 例えば、外商投資法の規定に従って組織機構等の調整（例えば株主会を設置すること）を行った後も、持分譲渡の方法、収益や残余財産の分配方法等は元の合弁契約等の約定に従うことが認められています（外商投資法実施条例第 46 条）

#### Q4.4.9 持分の代理保有に関する留意点

中国の投資者が外商投資企業に対する優遇措置を享受する目的で外国人又は外国企業の名義を借りて外商投資企業を設立することや、逆に外国投資家が中国の外資規制対象の分野（医療や金融、教育産業など）に従事するために、中国人又は中国企業の名義を借りて中国の内資企業を設立する等、実際の株主（匿名株主）が登記上の株主（名義株主）との持分代理保有契約<sup>75</sup>を通じて、対象会社を実質的に支配し、株主としての権利を行使する事例が少なからず存在しています。

また、持分の代理保有には、オーナー株主が従業員に対するインセンティブ報酬を与える趣旨で、対象となる従業員を匿名株主として行う例や、ある会社の従業員が、利益相反行為や兼業禁止に対する規制を回避するために、名義株主を立てて会社を設立するという例もあり、特に、外資に対する優遇や規制が減少した今日においては、これらの例がよく目立ちます。

この点について、持分代理保有契約自体は、原則として有効と取り扱われる<sup>76</sup>ものの、持分の代理保有は登記機関での登記を経っていないため、第三者に対抗することができず、例えば、名義株主が無断で対象持分を善意の第三者に譲渡して、登記を経た場合、対象持分は当該善意の第三者より取得されることとなります<sup>77</sup>。その場合、匿名株主は、名義株主の違約責任を追及することができるにとどまり、対象持分を取り戻すことは不可能になってしまいます。

逆に言えば、買収対象会社の株主に持分の代理保有があっても、名義株主からそれを譲り受けた善意の買主としては、有効に当該持分を取得することが可能ですが、善意であったか等の条件をめぐる紛争に巻き込まれるリスクは存在します。そのため、法務 DD においては、持分の代理保有がないかをよく確認するとともに、代理保有が発見された場合には、名義株主から匿名株主への株主変更登記を行わせる等の方法で、持分代理保有の状態を解消させることを取引の前提条件とすることが望ましいと考えます。

#### Q4.4.10 持分譲渡が適切に行われているか

対象会社の設立後、その持分が譲渡されたことがあり、それに関する持分譲渡契約が締結されたにもかかわらず、持分譲渡の法定手続が適切に行われず、又は持分譲渡契約が適切に履行されていない等の法的問題を抱えている可能性があります。具体的には、以下の場面が考えられます。これは、買収の目的物の帰属に関わる問題となりますので、法務 DD においては、このような状況がないことの確認が必要となります。

<sup>75</sup> 持分代理保有契約を締結し、匿名株主が名義株主に出資金を貸し付けて、出資させるというのが典型的な方法ですが、オフショアで持株会社を設立して海外での上場を目指すために、オフショアの持株会社の下に独資会社（WFOE）を設立し、WFOE と名義株主との融資契約、持分質権設定契約や WFOE と対象会社との役務提供契約等を通じて、当該会社を支配する方法として、VIE（variable interest entity）スキームと呼ばれる形態も存在します。

<sup>76</sup> 『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（三）（最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（三））第 24 条

<sup>77</sup> 『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（三）第 25 条、民法典第 311 条。

(1) 株主会の承認決議を得ていない

株主（持分譲渡人）は、株主以外の第三者（持分譲受人）に持分譲渡を行う場合、持分譲渡契約を締結する前に、その持分譲渡に係る事項（譲渡条件等）について書面によりその他の株主に通知し、他の株主の過半数による同意の決議を得る必要があります。この場合、他の株主は、譲渡条件等と同等の条件下において、対象持分に対する優先購入権を有するため、上記の譲渡条件等を知る又は知りうる日から 30 日以内、又は持分譲渡の変更登記日から 1 年以内に、上記の持分譲渡人による通知及び同意の決議がないことを理由として、対象持分に対する優先購入権の行使を主張することができます<sup>78</sup>。この場合、持分譲渡人と持分譲受人との持分譲渡が失効し、持分譲受人は対象会社の株主でなくなる法的リスクがあります。

(2) 持分譲渡契約が適切に履行されていないこと

持分譲渡人と持分譲受人が持分譲渡契約を締結し、当該契約に基づいて持分譲渡の変更登記を済ませ、持分譲受人は対象会社の株主になっているにもかかわらず、持分譲受人が持分譲渡代金を契約通りに持分譲渡人に支払わない等、持分譲渡契約を適切に履行しなかった場合、持分譲渡人は、持分譲渡契約を解除したうえ、持分譲渡の原状回復、即ち対象持分の買戻しを求めることにより、持分譲受人は対象会社の株主でなくなる法的リスクがあります。

(田曉争・外国法事務弁護士)

<sup>78</sup> 会社法第 71 条、『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（四）」（最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（四））第 21 条



### 三. 中国法務の現場より

#### 1. 北京市の人口動向

5月19日、北京市第7回人口調査の主要データが公表された。2020年11月1日時点において、北京市の常住人口は、2189.3万人で、2010年の第6回人口調査の際の1961.2万人と比べると、この10年間で228.1万人の増加となった。

この10年間の北京市人口の平均増加数は年間22.8万人、年間増加率は1.1%となるが、これは2000年から2010年間の年間平均人口増加率より2.7%下がっている。他方、北京市以外の国内地域から来ている人口は増加し841.8万と、既に北京市常住人口の4割近く(38.5%)となっており、2010年時点よりも19.5%の上昇となっている。

北京市の16区<sup>79</sup>における人口分布から見れば、常住人口は都心から周辺に流出しつつある。北京中心部での常住人口は1098.8万人で、人口総数の50.2%を占めるものの、10年前と比較して72.8万人程減少しており、北京市全体の人口総数との比率も9.5%程下回った。特に東城区と西城区という最も中心的な2つの区の常住人口は、200万人未満(181.5万)となり、2010年の数字と比べると34.7万人減少している。これに反して、郊外10区の常住人口は、2010年と比べて300.9万人増えて1090.5万人、北京市全体の人口総数の49.8%となっている。その内、北京の副都心である通州区、北京首都国際空港所在地である順義区と北京新空港所在地である大興区の人口増加スピードが最も早いとのことである。

また、今回の人口調査のデータによれば、2020年北京全市の60歳以上の常住人口は429.9万人に達し、2010年より183.9万人増加した。北京市全体の人口総数との比率は7.1%増加しており、北京市の高齢者の人口が急激に増加していることが分かる。北京市の高齢化問題は深刻であるが、高齢者のうち短大卒以上の人数は88.7万人で20.6%を占め、2010年より1.8%程上回った。そして高齢者人口のうち、60歳から69歳までの年齢層は60%となっている。このような特徴から見ると、北京市の高齢者は、まだ若く、一定の学歴もあることから消費能力もあると評価する余地もあるため、このような消費能力を踏まえて、養老、介護等事業が発展していくことが期待される。

人口数及びその構成の変動は、社会経済に影響を与える重要な要素である。北京市は、中国の首都として、過去数十年は人口の急激な増加、都心部への人口流入傾向が顕著であったが、2016年以降、北京市は非首都機能の関連産業を都心部から都心部外へ分散させる方針を推進してきている。今回の人口調査データから見ると、当該政策による人口構成の最適化という成果が顕れたともいえそうである。

(呉秀穎・中国法顧問)

<sup>79</sup> 北京の16区は、中心部6区と郊外10区より構成する。中心部6区とは、東城区、西城区、朝陽区、豊台区、石景山区、海淀区である。郊外10区とは、門頭溝区、房山区、通州区、順義区、昌平区、大興区、懷柔区、平谷区、密雲区、延慶区である。

## 2. 「長江デルタ一体化」政策について

近時、上海では至る所で、「長江デルタ一体化」（中国語では「长三角一体化」）というキーワードを耳にする。そこで、概況を次の通りまとめてみた。

### (1) 政策概要

長江デルタ区域の一体化発展を国家戦略とすることは、2018年11月に上海で行われた第1回国際輸入博覧会で習近平国家主席が行った基調演説で提唱された。その後の2019年12月1日に中国共産党中央委員会と国務院が共同で「長江デルタ区域の一体化発展計画綱要」<sup>80</sup>（以下「綱要」という）を公布した。

綱要は、国家の指導原則であり、それ自体で具体的な施策を実施する法令とは異なるが、2025年までを計画期ととらえ、さらに2035年までを展望した、発展戦略のガイドラインとなるため、今後の当該地域の発展の方向性を見定める重要な政策文書であるといえる。

冒頭の総論においては、2025年までの発展目標として、次のものを掲げて、統一的な市場体系を確立し、行政の障壁を徐々に取り除き、より有効な一体化制度を実現することを目指している。

- ① 都市と農村の協調的発展枠組の基本的な形成<sup>81</sup>
- ② 科学技術イノベーション産業融合発展体系の確立<sup>82</sup>
- ③ インフラの相互乗り入れの基本的な実現<sup>83</sup>
- ④ 生態環境保全能力の向上<sup>84</sup>
- ⑤ 公共サービスの利便化の向上<sup>85</sup>

また、2035年までの発展目標としては、都市と農村の格差の顕著な縮小、公共サービスの均衡がとれていること、インフラの相互乗り入れが全面的に実現していることなど、2025年までの発展目標の成果をさらに推し進めることが目指されている。

さらに、各論においては、上記の各発展目標に関連する個別のプロジェクトや、より具体化された目標が列挙されているほか、「長江デルタ・エコ・グリーン一体化発展モデル地区」<sup>86</sup>を設置して、生態環境を厳格に保護することを前提としつつ、区域の経済発展を目指して、行政区画の境界を打破して、土地の統一的管理の実施、企業の登記・移転・各種資格等に対する区域内の統一的取り扱いの実施、財政・税務の共同分配の模索、医療・教育・交通等の分野におけるリソースの共有を推し進めることが謳われている。

<sup>80</sup> 「长三角洲区域一体化发展规划纲要」 [http://www.gov.cn/zhengce/2019-12/01/content\\_5457442.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2019-12/01/content_5457442.htm)

<sup>81</sup> 中心エリアにおける都市住民と農村住民の収入格差を2.2倍以内に抑えること、中心エリアと全域との1人当たりGDPの格差を1.2倍以内に抑えること、常住人口の都市化率を70%に引き上げることなど。

<sup>82</sup> 産業構造をミドル・ハイエンドに向けること。科学技術進歩の経済貢献度を65%に引き上げること、ハイテク産業が一定規模の産業に占める割合を18%に引き上げることなど。

<sup>83</sup> 交通インフラ、情報インフラやエネルギーの一体的整備。5Gのカバー率は80%とすること。

<sup>84</sup> 大気汚染や水質汚染対策を、行政区画の境を超えて実施すること。

<sup>85</sup> 1人当たりの公共財政支出2.1万元、労働人口の平均教育期間を11.5年とし、平均寿命を79歳とすること。

<sup>86</sup> 「长三角生态绿色一体化发展示范区」

また、中国（上海）自由貿易試験区の臨港新片区についても、より一層の対外開放と自由化を進めることにより、長江デルタ区域の発展を牽引する役割を期待している。

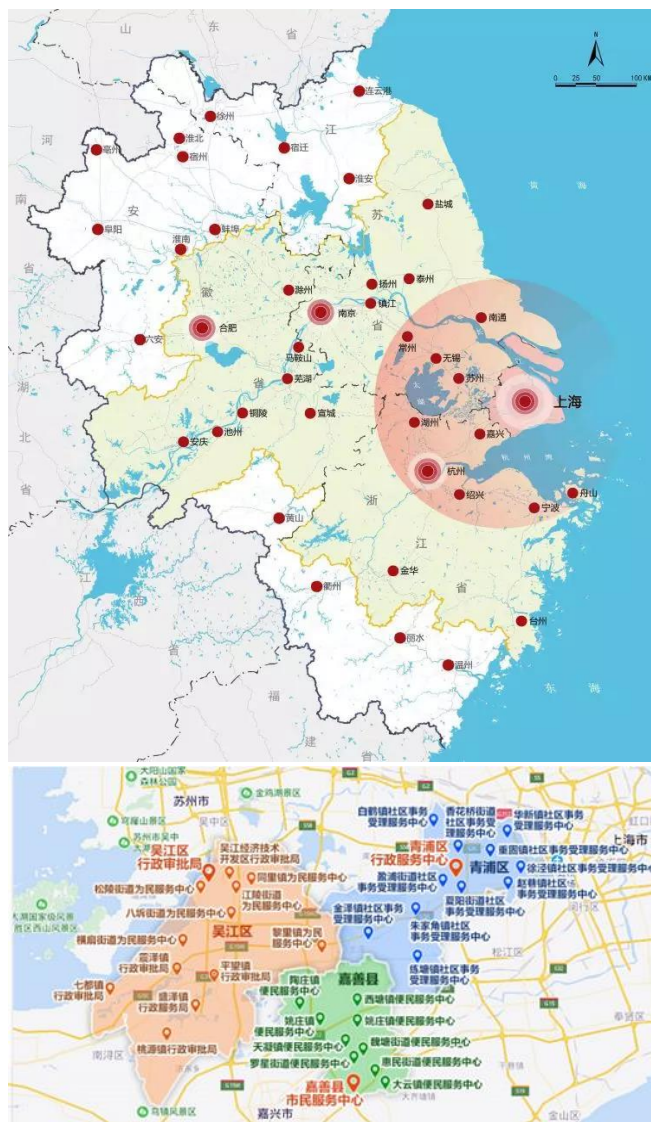
## (2) 地理的範囲

綱要によれば、長江デルタ一体化政策の適用地域は3つのレベルに分かれており、①全域としては、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省の全域（35.8万km<sup>2</sup>）<sup>87</sup>、②「中心エリア」として27の都市（22.5万km<sup>2</sup>）<sup>88</sup>、③「長江デルタ・エコ・グリーン一体化発展モデル地区」として上海市青浦区、江蘇省蘇州市吳江区、浙江省嘉善県の3地区（2300km<sup>2</sup>）<sup>89</sup>が設定されている。

上記①の全域について、中国の全国土面積（960万km<sup>2</sup>）の約1/26であり、全人口（14.1億人）の約1/6（2.35億人）が居住し、経済規模は全国の1/4を占めるとされる。

人口は日本の2倍程度であるが、面積は日本とほぼ同じ、経済規模<sup>90</sup>としても、近い将来には日本に匹敵するほどの巨大な経済圏になると予想される。

また、交通インフラの点からみると、年間乗降客数1000万人以上の大型空港は、上海浦東、上海虹橋、杭州、南京、寧波、温州、合肥の7か所（その合計は約2.3億人）あり、日本の年間乗降客数1000万人以上の大型空港（羽田、成田、関西、福岡、新千歳、那覇、伊丹、中部）の8か所、その合計約2.6億人）に近い規模である。高速道路の総延長は、1.48万キロであり、日本の高速道路総延長（9,200キロ）より長い。



<sup>87</sup> 右の地図（上）の全体の地域。地図の出所は <https://mp.weixin.qq.com/s/9Sp-IFQRVsAIDWTvXY2NQ>。日本の国土面積（37.8万km<sup>2</sup>）にほぼ匹敵する。

<sup>88</sup> 右の地図（上）の薄い緑色に塗った地域。日本の本州の面積（22.8万km<sup>2</sup>）にほぼ匹敵する。

<sup>89</sup> 右の地図（下）の地域。地図の出所は <https://ythsfq.sh.gov.cn/riverDelta/index.html>。東京都（2194km<sup>2</sup>）より少し広い程度。

<sup>90</sup> 2020年においては、中国のGDPは日本の約3倍となっている。

### (3) 身近なところから見られる変化

中国では、従前、省境には、検問所が設けられており、高速道路はもちろん、一般道路でも、省境を超えるゲートで通行料がとられることもあった。日本の江戸時代の関所のイメージである。上海万博（2010年）のように重要な行事がある場合には、そのゲートでセキュリティチェックがなされた。2020年にコロナウイルスが武漢市で猛威を振るった際に、湖北省を封鎖したというのも、そのようなインフラがあったからこそできたことともいえる。

それが、近年、省境のゲートが撤廃され、スムーズな行き来ができるようになった。さらに、元々省境を越える移動を制限する政策から、省境の地区では直線距離は近くとも、大きく迂回しなければ行き来できないことが多かったが、近時「長江デルタ・エコ・グリーン一体化発展モデル地区」において、省境の川に橋を架けたり、行き止まりとなっていた道路を開通させたり、省境を越えて運転するバス路線を開設したりと、行政区画のバリアの撤去に努めていることが毎月のようにニュースとして報じられている。

さらに、行政手続に関する「長江デルタ政府事務サービスオンライン」（长三角政务服务“一网通办”）というポータルサイト<sup>91</sup>も立ち上がり、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省の各オンラインサービスプラットフォームの相互乗り入れを目指しており、例えば、ある省市での会社設立手続や社会保険、住宅積立金の手続などを別の省市の窓口で行うことができるシステム設計となっている。報道によれば、省を跨いだ吸収合併を実現させたなどという成果も上がっているようである。

ただ、これは、まずは、「長江デルタ・エコ・グリーン一体化発展モデル地区」から試験的に実際に導入し、対象となる手続と適用地域を徐々に広げていくというやり方であり、中国における規制緩和の常套手段である。

現行の制度では、形式的にも、外商投資企業の登記手続は対象外となっているようであり、本稿の読者が直ちに恩恵を受ける場面は少ないと思われるが、上海の自由貿易試験区で2013年に試験的に導入されたネガティブリスト制度により、外商投資企業の審査認可制が届出制に変更され、それが数年後には全国展開され、さらに2020年には外商投資法が施行されて、商務委員会の事前関与の制度がなくなったという変貌を遂げた例もあるように、数年度には、このモデル地区から始まった各種施策が全国的に広がり、会社や個人が各種行政手続のために、遠路はるばる何度も出向くという状況は昔話になる可能性がある。

（山根基宏・弁護士）

#### TMI 中国最新法令情報—2021年5月号—

発行：TMI 総合法律事務所  
監修：何連明・外国法事務弁護士  
編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士  
発行日：2021年6月7日

<sup>91</sup> <http://csj.sh.gov.cn/govService/index>